

予等

右決議す

（五）予等は、この決議を以て、五箇年以内

に、本會の存続を以て、第一の目的とする。

予等

（六）予等は、この決議を以て、

（一）本會の存続を以て、第一の目的とする。

（二）本會の存続を以て、第一の目的とする。

（三）本會の存続を以て、第一の目的とする。

決す

本大會の決議を以て、第一の目的とする。

（四）予等は、この決議を以て、

（一）本會の存続を以て、第一の目的とする。

決議す

10. 予等は、この決議を以て、第一の目的とする。

決す

（一）予等は、この決議を以て、第一の目的とする。

（二）予等は、この決議を以て、第一の目的とする。

（三）予等は、この決議を以て、第一の目的とする。

（四）予等は、この決議を以て、第一の目的とする。

（五）予等は、この決議を以て、第一の目的とする。

（六）予等は、この決議を以て、第一の目的とする。

（七）予等は、この決議を以て、第一の目的とする。

（八）予等は、この決議を以て、第一の目的とする。

（九）予等は、この決議を以て、第一の目的とする。

（十）予等は、この決議を以て、第一の目的とする。